

規格番号	E 007-19
------	----------

救助袋の認定実施細目



(一般財団法人日本消防設備安全センター 発行)

○ 救助袋の認定実施細目

この実施細目は、救助袋の認定を行うに際し、消防用設備等認定細則（以下「細則」という。）を補足するものである。

（型式認定等の範囲）

1 型式認定等の範囲は、次による。

- (1) 細則第3条の型式認定、細則第7条の型式変更認定、細則第10条の軽補正の範囲は、表1による。
- (2) 表1に規定する軽補正以外の軽微な変更は、届出とし、当該届出の様式は、細則別記様式第7号に準ずる。

（設備等基本設計事項）

2 細則第3条第1項第4号の設備等基本設計事項資料は、次による。

- (1) 入口金具と袋本体との組合せ表（様式1号）
- (2) 入口金具の強度計算書
- (3) 地上高に応じた袋本体の全長の算出方法を5mごとに明示した図書等
（注）縫いづまり（全長のパーセントで示す。）、伸び、縮み等の要素から算出されたもの
- (4) 袋本体の長さに応じた勾配の変化の諸元を記した図書等
- (5) 救助袋の試験基準及び判定基準（以下「試験・判定基準」という。）第4・3（動作）
 - (1) アに定める申請値
なお、降着面に接する構造のものは、その旨図面等により明示する。

(6) 設計図

ア 総組立図

正面図、側面図等で、主要部の名称、寸法（許容差記載）、材質、個数等が明記されているもの。

イ 部分詳細図

大別すると、入口金具、袋本体、緩衝措置、下部支持装置（斜降式に限る。）、取手及び附属装置に区分し、それぞれについて詳細図を記載する。

(ア) 構造、各部結合方法、縫合せ部等で、名称、寸法（許容差記載）、材質、個数等が明記されているもの。

（注）ハッチ用のハトメの間隔は、隅角部において調整してよい。ただし、基準の間隔を超えないこと。

(イ) 仮縫箇所は、「仮縫」と記載する。

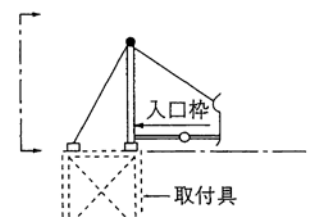
(ウ) 入口金具

入口金具の範囲は、右図に示すとおりとする。

（注）ハッチ用のものは、入口金具に相当する部分とする。

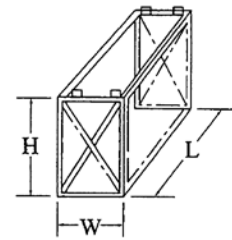
(エ) 入口枠と取付具との結合等は、詳細に記載し、取付具の設計図を添付する。

この場合、設置場所により寸法の異なるものについては、高さHは最大寸法、



幅L及び奥行Wは最小寸法とする。

(注) ハッチ用のものは、取付具をハッチに読み替える。



(オ) ハッチ用のものは、出口部が避難方向になるように、ハッチに組み込む要領を示した図とする。

(カ) 溶接加工箇所を明示する。

(キ) 耐食加工方法を記載する（耐食塗料等にあつてはJ I S（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に定める記号による。）。

ウ 表示方法（材質、寸法）及び表示内容並びに取付位置を明示した図書等

また、認定証票（本体布用及び入口金具用）の取付位置を明示した図書等

(注) 1 表示の位置は、本体布の下部降着部（出口部）の直上付近とし、本体布用認定証票は、その直近に熱着することを原則とする。

2 入口金具用認定票は、入口枠に貼付することを原則とする。ただし、ハッチ用の場合は、不用とする。

(7) 救助袋の操作要領書

展張できるための収納方法及び展張方法を記載する。収納バンド等を使用するものにあつては、その操作方法も記載する。

(8) 公的試験機関による試験成績記録書

(9) 材料証明書

本体布、落下防止用の受布又は網、受布（斜降式）、展張部材、縫糸及び入口金具用鋼材（鋼管、丸鋼、ワイヤロープ）に係る証明書を添付する。

(10) 溶接技士免許証の写し

(設備等明細書)

3 細則第3条第1項第5号の設備等明細書は、様式2号による。

(試験品質計画書)

4 細則第3条第1項第6号ウの試験品質計画書は、様式3号による。

(指定試験設備)

5 細則第4条第1項及び細則第14条第1号の指定試験設備は、表2による。

(型式認定等の試験方法等)

6 細則第6条の型式認定（細則第7条第4項で準用する型式変更認定を含む。）の試験項目、試験試料及び試験方法等は、次による。

(1) 試験項目及び試験試料は、次による。

ア 試験試料は、完成品2基（以下「A試料」及び「B試料」という。）及び部分品とする。

イ A試料は、次の仕様とし、構造、形状、寸法、材質及び強度試験に用いる。

(ア) 入口金具、保護マット、覆い布、袋本体、受布、下部支持装置等からなる完成品とする。

(イ) 袋本体の長さは、次表による。

＜垂 直 式＞		＜斜 降 式＞	
規定の袋本体の全長	試 料 の 長 さ	規定の袋本体の全長	試 料 の 長 さ
10m以下 (ハッチ用も含む。)	5 mのもの	15m以下のもの	10mのもの
10mを超え20m以下	10mのもの	15mを超え30m以下	15mのもの
20mを超え30m以下	同 上	30mを超え40m以下	同 上
30mを超えるもの	同 上	40mを超えるもの	同 上

ウ B試料は、次の仕様とし、構造、形状、寸法及び動作試験に用いる。

(ア) 前イ(ア)と同一完成品とする。

(イ) 袋本体の全長は、次表による。

＜垂 直 式＞		＜斜 降 式＞	
規定の袋本体の全長	試 料 の 長 さ	規定の袋本体の全長	試 料 の 長 さ
10m以下 (ハッチ用も含む。)	10m及び2.5mのもの	15m以下	15mのもの
10mを超え20m以下	20mのもの	15mを超え30m以下	25mのもの
20mを超え30m以下	約25m (7階層) のもの	30mを超え40m以下	約35m (7階層) のもの
30mを超えるもの	同 上	40mを超えるもの	同 上

(ウ) 取付具 (申請書の設計図に記載されたもの)

エ 部分品は、次による。

(ア) 試験・判定基準第4・1(3)項(材質)イ、ウ、オ(ア)及び2(強度)(1)項から(8)項に係るものは、次のとおりとする。

- a 本体布、受布、保護マット及び落下防止措置に用いる布—各4m²
- b 覆い布—2m²
- c 縫糸及び袋本体と袋取付枠との結合に用いる結合糸—チーズ各1巻
- d 袋本体と袋取付枠との結合に用いるロープ—20m
- e 展張部材のロープ—25m
- f 同上ベルト—20m及び別途に10m(摩耗試験用)
- g 下部支持装置に用いるロープ(斜降式)—10m
- h 落下防止措置に用いる網—2m²
- i 取手—10m(展張部材と同一のものは除き、その旨を明記のこと。)
- j 誘導綱—10m

(注) 1 受布、保護マット及び落下防止措置に用いる布並びに覆い布が、本体布と同一製品の場合は、当該製品は省略してよい。

2 取手が展張部材と同一製品の場合は、省略してよい。

(イ) 入口金具－2個（取付具も含む。）－強度試験用

(注) 1 ハッチ用のものは、袋取付枠及びハッチ

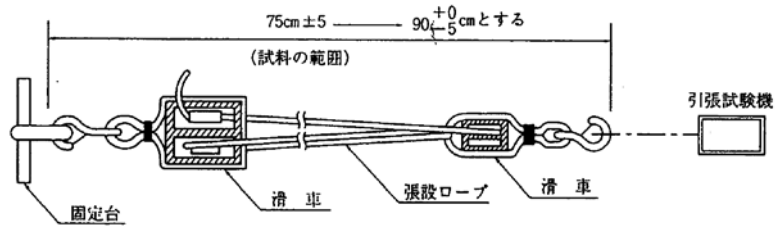
2 入口金具については、前イ又はウの完成品のものを用いてよい。

(ウ) 試験・判定基準第4・2（強度）(10)項から(17)項に係るものは、次のとおりとする。

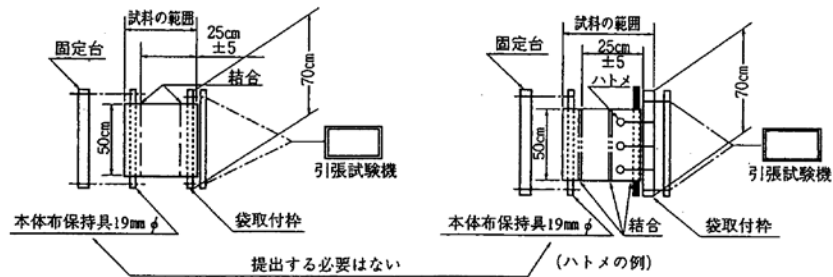
a 試験項目ごとに試料数各々4個

b 大きさは、次図等による。

(a) 下部支持装置

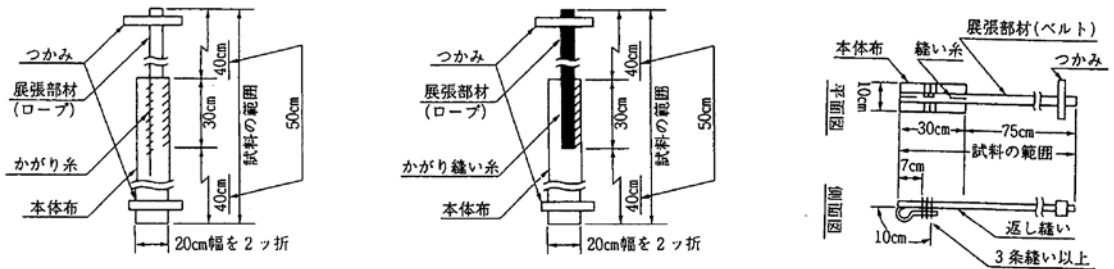


(b) 本体布と袋取付枠との結合部



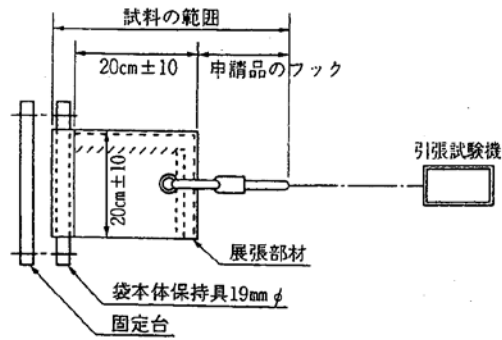
(注) 入口金具を同時に2以上申請するものについては、申請のうち寸法の最も大きい袋取付枠とする。

(c) 本体布と展張部材との縫い合せ部

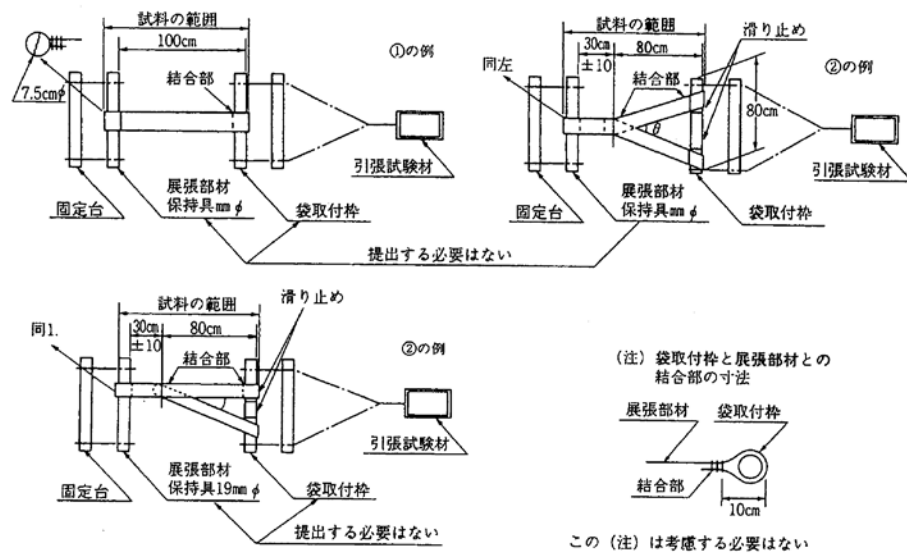


つかみは提出する必要はない。

(d) 袋本体と下部支持装置との結合部



(e) 展張部材と袋取付枠との結合部

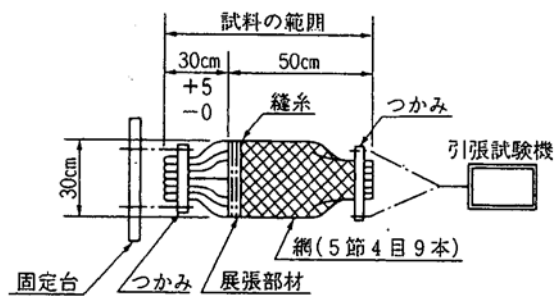


- (注) 1 袋取付枠の結合部の大きさは、申請された入口金具の袋取付枠に結合する大きさとする。
- 2 ②の例において、入口金具を同時に2以上申請するものについては、申請のうち、最も寸法の大きい袋取付枠とする。

(f) 展張部材相互の結合部

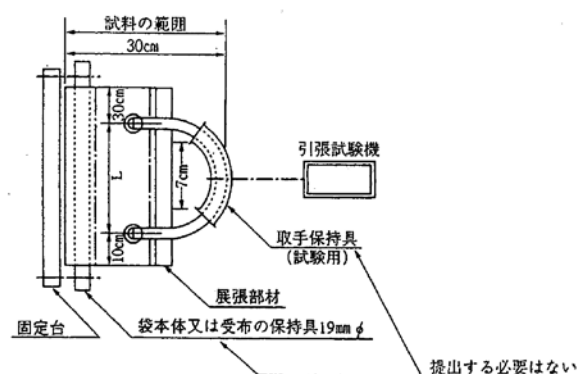
前(e)に準ずる。

(g) 落下防止措置に用いる網と展張部材との結合部



つかみは提出する必要はない。

(h) 取手と袋本体又は受布との結合部



(i) (b)・(d)・(e)・(f)及び(h)における固定台側の保持具に結合する結合部の大きさは、20mmφの丸棒に結合できる大きさとする。

(2) 試験場所及び試料の提出方法等は、次による。

ア 完成品及び入口金具は、申請者の試験設備で行う。

なお、垂直式の10mを超えるもの又は斜降式の15mを超えるものについては、他の施設を用いることができる。

イ 部分品のうち、(1)エ(ア)の a、b 及び c は、次による。

(ア) 試験場所及び試料の提出先は、(一財)日本繊維製品品質技術センター又は公的試験機関（以下「試験機関」という。）とする。

(イ) 提出方法は、次による。

a 試料の梱包には「安全センター認定用・JIS」と記載する。

b 各試料には、申請者名、垂直式又は斜降式の区別、材質、用途別及び試験・判定基準に定める袋本体の全長を記載する。

この場合において、a 及び b については、布の任意の隅角部（30cm×30cm）に、c については、確実に取り付けた荷札等に明瞭に記載する。

c 同項の（注）1 の場合には、その旨、試料に記載する。

ウ 部分品のうち、(ア)の d から j 及び (イ) は、次による。

(ア) 試験場所及び試料の提出先は、試験機関とする。ただし、f の展張部材の「別途に10m」は、安全センターに提出のこと。

(イ) 提出方法等は、次による。

a 試料の梱包には「安全センター認定用」と記載する。

b 試験項目ごとに試料をまとめたものとし、4個のうち1個に、申請者名、垂直式又は斜降式の区別、材質、試験・判定基準の項目（例えば(11)と記載する。）及び試験・判定基準に規定する引張荷重値を記載する。

この場合において、ロープなど記載できない試料については、荷札等によることことができる。

また、展張部材については本数を、網については網目の辺の長さを当該試料に記載のこと。

c 部分品の(ア) (注) の場合には、その旨、試料に記載する。

エ 同一申請者が垂直式及び斜降式を同時に又は1年以内に申請する場合において、本体布、袋本体滑降部の落下防止措置に用いる布又は網、展張部材、受布、保護マット、覆い布、縫糸及び取手が、同一構造、形状、寸法及び材質のものの場合には、次に掲げる試験項目に必要な試料は、垂直式又は斜降式のいずれかとする。

第4・1(3)イ (本体布及び袋本体滑降部の落下防止措置に用いる布)

同 ウ (展張部材)

第4・2(1) (本体布、受布、保護マット及び袋本体滑降部の落下防止措置に用いる布)

同(2) (覆い布の引張強さ及び引裂強さ)

同(3)イ・ウ及びエ (展張部材の耐候性摩耗強さ及び収縮率)

同(5) (縫糸)

同(6) (袋本体滑降部の落下防止措置に用いる網)

同(7) (取手の強さ)

(注) この場合には、試料に「垂直式・斜降式共通」と記載のこと。

オ 入口金具は、耐食加工を施していないものとする。

カ 入口金具の引張強さの試験及び動作試験に必要な補助者は、申請者において提供すること。

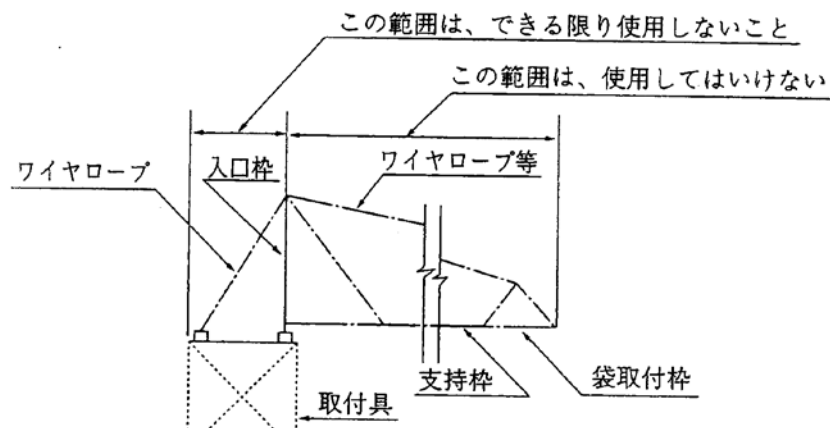
(3) 試験・判定基準等の補足事項は、次による。

ア 入口金具は、次による。

(ア) シャックル

a 設計で求められたワイヤロープの径に相当するシャックルをそれぞれJIS B 2801によって選定し、使用する。

b シャックルの使用範囲は、次図に示すとおりとする。



(イ) ワイヤロープ (JIS G 3525)

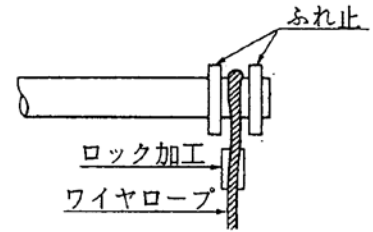
a 油 (グリス) を塗布したものとする。

b 亜鉛メッキ加工のされたものとする。

c 人体に損傷を与えないように、ビニールカバー等の措置を講ずること。

d 結合方法

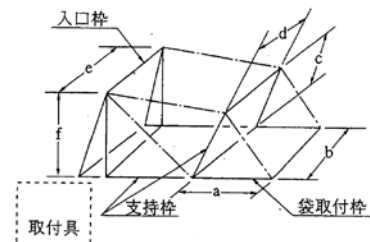
- (a) 結合は、ワイヤロープ加工又はさつま入れ若しくはこれと同等以上の強度を有する方法とする。
 - (b) ワイヤグリップによる結合は認められない。
 - (c) 鋼管等との結合部には、使用するワイヤロープの径に該当するシンブルを使用する。ただし、鋼管等の外径が、当該シンブルの径（JISに示す D_1 ）以上ある場合にはこの限りでない。
 - (d) 鋼管等に結合する場合には、次図（一例）のように、ワイヤロープのふれ止め措置を講ずること。
- (注) チェーンは使用してはならない。ただし、使用に際し、キンク等が生ぜず、安全、確実に作動する場合には、審査の対象とする。



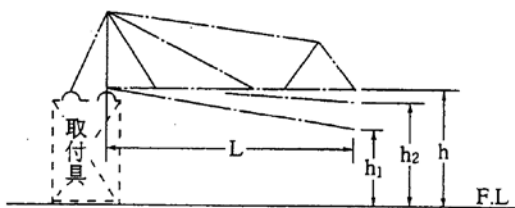
(ウ) 覆い布

- a 入口金具との結合間隔は18cm以内とする。
- b 一枚の布で三方を覆う場合には、入口金具の底部の支持枠に結合したものであること。
- c 上面及び両側を個々の布で覆う場合には、入口金具の各部に結合すること。

- (エ) 有効寸法の測定位置は次図に示す a から f の箇所とし、許容差は一辺の長さが内法45cm以上、且つ面積が2,500cm²以上であること。



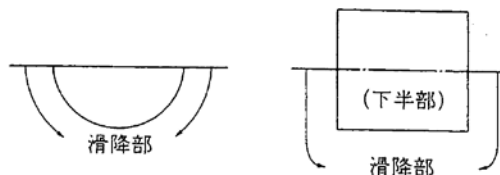
- (オ) 引張強度試験時に次図に示す L、h、h₁、h₂を測定する。



- L : 入口枠より袋取付枠先端までの長さ
- h : 負荷前の高さ
- h₁ : 負荷1分間放置後の高さ
- h₂ : 負荷除去1分間後の高さ

イ 試験・判定基準第4・1(1)ア(ア) c の判定基準に規定する滑降部は、次による。

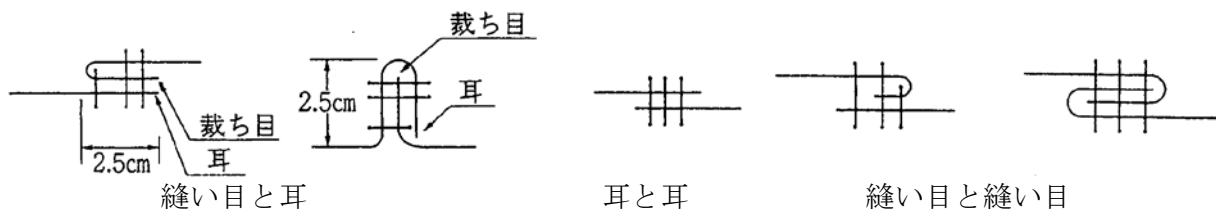
- (ア) 垂直式については、申請品ごととする。
- (イ) 斜降式については、次図による。



ウ 試験・判定基準第4・1(1)イ(ア)b(縫い目数)に定める範囲内において許容差は、5針以下とする。

エ 試験・判定基準第4・1(1)イ(イ)a又は(ウ)aに規定する本体布相互の縫い合せ部は、次図(例)に示す要領とする。

滑り降りる方向の例



(注) 滑り降りる方向に直角の縫い合せ部は、上図に準ずる。

オ 試験・判定基準第4・1(1)イ(イ)cに規定する落下防止措置に用いる布は、本体布の外面に取り付けられたものであること。

カ 試験・判定基準第4・1(1)エ(イ)(砂袋等)に規定する夜間に識別しやすい装置とは、白色系又はこれと同等以上の効果を有するものをいう。

キ 試験・判定基準第4・1(2)イ(ア)aに規定する袋本体の全長の測定方法は、展張し、無負荷の状態で行う。

ク 試験・判定基準第4・1(2)イ(ア)cに規定するハトメの間隔は、袋本体の長さ5mのものについては隅角部において調整してよい。

ケ 試験・判定基準第4・1(3)イ(ア)に規定する本体布等の伸び率の試験要領は、引張荷重500Nの時点から100Nごとに縦方向の伸度の記録を行う。

コ 試験・判定基準第4・1(3)ウ(ウ)に規定する展張部材の伸び率の試験要領は、引張荷重500Nの時点から500Nごとに2,000Nまで、以降、2,000Nごとに10,000Nまで、その後は、5,000Nごとに破断までの伸度の記録を行う。

サ 試験・判定基準第4・1(3)オ(イ)に規定する滑車の堅木とは、なら、せん、けやき、かえで等をいう。

シ 試験・判定基準第4・2(3)ウ(ア)(ロープ)に規定する試験において、ロープの直径が12mm未満のものについては、引張荷重値は同規定を準用する。

ス 試験・判定基準第4・2(6)アに規定する網の引張強さは、次式により算定する。


$$3,000\text{N} \times \frac{L}{5} \quad \text{ここで、Lは網目の辺の長さとする。}$$

セ 試験・判定基準第4・2(11)に規定する本体布と袋取付枠との結合部の引張強さは、次式により算出する。

同表の当該引張強さ ÷ 取付枠の周長 × 50cm (以上)

ハトメの場合には、同表の当該引張強さ ÷ ハトメの総数 × 3 (以上) とする。

ソ 試験・判定基準第4・2(14)(展張部材と袋取付枠との結合部の引張強さ)において、図②の例又は図③の例に該当する申請品については、展張部材の本数は1とする。

なお、同図において、展張部材相互の結合部の角度 θ は申請値とする
タ 袋本体の断面が  状のものは、50cmの球体が通過するものであればよい。
チ 繊維性ロープ相互の結合は、さつま入れ（さしこみ回数が4回以上）加工又はこれ
と同等以上の強度を有する方法とする。

ツ 試験・判定基準第4(3)動作試験

(ア) 試験場所の風速の条件は、最大瞬間風速10m/s以下とし、記録する。

(イ) 試験・判定基準に定める10m以下のものについては、2名以上の女性による降下
試験を行う。

(4) 試験の結果は、様式4号の型式試験記録表に記入する。

(サーベイランス及び個別認定の検査方法等)

7 細則第14条第3号のサーベイランス及び細則第17条第7項の個別認定の検査項目、試験
試料及び試験方法等は、次による。

(1) 検査項目及び検査試料は、次による。

ア 検査項目は、試験・判定基準に規定する構造、形状、寸法、材質及び表示試験とする。

イ 必要に応じ、完成品、入口金具及び袋本体の強度試験又は動作試験並びに設置場所
における試験を加える。

ウ 検査は、全数検査とする。

(2) 検査の結果は、様式5号の個別検査記録表に記入する。

(3) 検査における欠点は、表3による。

(4) 個別認定申請書は、細則第16条第1項第3号のただし書きを適用し、当該申請に係る
製品の社内検査日から60日以内とする。

8 認定証票及び設置場所

(1) 認定証票は、袋本体用と入口金具用とし、次による。

ア 袋本体用は、「表示」の直近の用布に熱着すること。

(注) ハッチ用は、袋本体用のみとする。

イ 入口金具用は、収納した状態で、防火対象側からみて左側の入口枠の見やすい位置
に貼付すること。

ウ 入口金具用には、申請者において、型式番号及び製造年月を不滅インキにて記載する。

(2) 個別検査合格品を防火対象物に設置するに当たっては、様式6号の設置場所等により
管理しなければならない。

附 則

- 1 この認定実施細目は、平成2年11月1日から実施する。
- 2 救助袋の型式認定細則（昭和57年4月10日）、救助袋の型式認定実施細目（昭和57年4月10日）及び救助袋の個別認定細目（昭和57年5月20日）は、廃止する。

附 則

この認定実施細目は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この認定実施細目は、平成13年4月25日から実施する。

附 則（令和元年10月1日消安セ規程第15号：工業標準化法一部改正関係）抄

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

第2項第3号 別表（略）のうちの関係規程等（認定関係）及び（性能評定関係）のうち、品目ごとに定める実施細目の一部を次のとおり改正する。（略）

表 1

型式認定、型式変更認定及び軽補正の範囲

型 式 認 定	型 式 変 更 認 定	軽 補 正												
<p>1 展張方向の異なるもの (垂直式又は斜降式の区分をいう。)</p> <p>2 次表に示す袋本体の全長の区分の異なるもの。ただし、構造、形状及び材質が同一のもので、寸法のうち袋本体の長さのみ小とするものは、各区分内において同一型式とする。</p> <table border="1" data-bbox="220 712 663 1133"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="220 712 663 763">袋本体の全長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 763 475 815">垂直式</td> <td data-bbox="475 763 663 815">斜降式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 815 475 891">10 m以下 (ハッチ用も含む。)</td> <td data-bbox="475 815 663 891">15 m以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 891 475 967">10 mを超え 20 m以下</td> <td data-bbox="475 891 663 967">15 mを超え 30 m以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 967 475 1043">20 mを超え 30 m以下</td> <td data-bbox="475 967 663 1043">30 mを超え 40 m以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1043 475 1133">30 mを 超えるもの</td> <td data-bbox="475 1043 663 1133">40 mを 超えるもの</td> </tr> </table> <p>3 袋本体の構造、形状及び材質の異なるもの</p> <p>4 型式変更により著しく原形と異なるもの</p>	袋本体の全長		垂直式	斜降式	10 m以下 (ハッチ用も含む。)	15 m以下	10 mを超え 20 m以下	15 mを超え 30 m以下	20 mを超え 30 m以下	30 mを超え 40 m以下	30 mを 超えるもの	40 mを 超えるもの	<p>1 構造、形状、寸法及び材質等の変更 (1) 入口金具 (2) 展張部材 (3) 落下防止用の布又は網 (4) 緩衝措置 (垂直式) (5) 受布 (斜降式) (6) 下部支持装置 (斜降式) (7) 出口部 (8) 縫 糸</p> <p>2 結合方法の変更 (1) 袋取付枠と本体布又は展張部材 (2) 本体布相互 (3) 本体布と展張部材 (4) 落下防止用の布と本体布又は (及び) 展張部材 (5) 落下防止用の網と本体布又は (及び) 展張部材 (6) 本体布と受布 (7) 袋本体と下部支持装置 (斜降式) (8) 展張部材相互 (9) 落下防止措置相互</p> <p>3 収納方法の変更</p> <p>4 本体布、落下防止用の布又は網、受布 (斜降式)、展張部材、縫糸及び入口金具用鋼材の購入先の製造所の変更</p>	<p>1 構造、形状、寸法及び材質等の変更 (1) 入口金具の小部品 (2) 取手 (3) 誘導網 (4) 砂袋等 (5) 入口金具の保護マット、覆い布等 (6) 出口部の保護マット</p> <p>2 結合方法の変更 (1) 取手と袋本体又は (及び) 受布 (2) 受布と保護マット (3) 本体布と保護マット (4) 覆い布と袋取付枠</p> <p>3 寸法公差の変更</p> <p>4 耐食加工方法の変更</p> <p>5 表示方法及び表示内容の変更</p> <p>6 左欄 4 の範囲で、試験機関の材料試験成績表を提出し承認したもの</p>
袋本体の全長														
垂直式	斜降式													
10 m以下 (ハッチ用も含む。)	15 m以下													
10 mを超え 20 m以下	15 mを超え 30 m以下													
20 mを超え 30 m以下	30 mを超え 40 m以下													
30 mを 超えるもの	40 mを 超えるもの													
<p>その他消防用設備等認定委員会が指定するもの</p>														

表2

指 定 試 験 設 備

品 目	仕 様	数量	備考
関 係 法 令 ・ 規 程	設備等技術基準、試験基準及び判定基準、関係JIS	1 式	○
乱 数 表	JIS Z 9031	1 部	○
乾 湿 球 温 度 計		1 個	○
寸 法 測 定 器	ノギス、巻尺、直尺	1 式	○
入口金具強度試験装置	強度試験及び寸法測定試験ができる装置（取付具とも）	1 式	
引 張 試 験 機	引張荷重の1.5倍以上	1 式	
荷 重 測 定 器	秤量器を含む	1 式	
動作試験用タワー等	階高を示す標識（階ごとの高さを表示）	1 式	
強度試験用安全防護板等		1 式	

（注）備考欄中○印を付した試験設備は、定期的調査を受ける場合にも管理状況を確認する。

表3

検査項目の欠点

項目 \ 欠点分類	第 1 欠 点	第 2 欠 点	第 3 欠 点
構造、形状、寸法及び材質	1 無届の変更 2 型式認定時における合格印のある試料に適合しないもののうち、強度、機能等に影響のあるもの 3 溶接加工の欠落 4 入口金具 (1) 変形、亀裂、巣等のあるもの (2) 作動のしないもの (3) 50cmの球体が通過しないもの (4) 底部にマット等のないもの (5) 底部の横袋の間隔が18cmを超えるもの	1 部品の不足 2 本体布等の縫い合わせにおいて、縫い目数の許容差が5針以上のもの 3 著しい縫い飛び、縫い目曲り及び糸調子の不良 4 出口部における脱出のしにくいもの 5 溶接加工の不良 6 耐食加工の不良 7 嵌合部の不良 8 附属装置の取付不良 9 縫糸に変色等のあるもの 10 袋本体の全長が、申請図書の計算式と照合して異なるもの 11 強度、機能等に影響のある部分で申請図書の寸法公差を満足しないもの	1 強度、機能に影響のない寸法の相違、損傷等 2 仕上不良 3 耐食加工の不良 4 砂袋等の夜間における識別装置の欠落
表 示			表示に脱落、誤り、不明瞭、破れ等の不備なもの及び取付位置の異なるもの

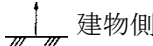
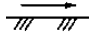
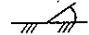
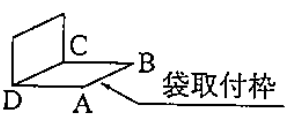
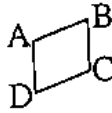
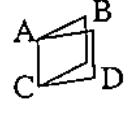
(注) 1 1の試料において異なる階級の欠点がある場合は、それぞれの欠点を該当する階級の欠点に繰り入れる。

2 1の試料において同一階級の欠点が2以上ある場合は、欠点を1とする。

様式 1 号

入口金具と袋本体との組合せ表

申請者 _____

組合せ内容		連番				
		記号				
1	試験・判定基準第 4・1 (2) の袋本体の長さ m					
2	展 張 方 向	(1)	垂直式 (ハッチ用も含む。)			
		(2)	斜降式			
		ア	直 面  建物側			
		イ	側 面 			
		ウ	半直面 			
3	展 張 部 材 の 結 合 位 置	(1)	 袋取付枠			
		(2)				
		(3)				

注 1 2 (1) 及び 2 (2) ア並びにイについては、該当する欄に○印を付す。ウについては、角度を記入する。

2 3 については、該当する欄に該当する結合位置を A、B、C、D の符号で記入する。

3 2 及び 3 の例以外のものについては、空欄に記入する。

様式2号

救助袋の明細書
申請者 _____

3の1

種別		型式記号		
項目		種別	垂直式	斜降式
構造 ・ 形 状	1	袋本体 (1) 袋本体にかかる引張力に対する措置 (2) 本体布の上端 (3) 本体布及び展張部材の下端 (4) 落下防止措置 (5) 降着の際、衝撃を受ける部分の緩衝措置 (6) 出口付近		
	2	本体布等の縫い合せ (1) ミシン加工 ア 縫い方法 イ 縫い目数（許容差を記載） (2) 滑り降りる方向の縫い合せ部 ア 本体布相互 イ 本体布と展張部材 ウ 本体布と落下防止措置 (3) 滑り降りる方向に直角の方向の縫い合せ部 ア 本体布相互 イ 本体布と受布 ウ 落下防止措置相互 エ 落下防止措置の上端		
	3	展張部材の本数		
	4	入口金具		
	5	下部支持装置		
	6	各結合部 (1) 本体布と袋取付枠との結合部 (2) 本体布と展張部材との結合部 (3) 袋本体と下部支持装置との結合部 (4) 展張部材と袋取付枠との結合部 (5) 展張部材相互 (6) 展張部材と落下防止措置に用いる網との結合部 (7) 取手と袋本体又は受布との結合部		

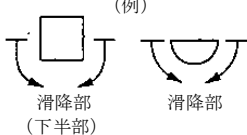
項目		種別		垂 直 式	斜 降 式
構造・形状	7	附属装置 (1) 誘導網 (2) 砂袋等 (3) 入口金具の底部等			
	8	调速機能（構造、勾配等）			
寸法	1	救助袋の断面の大きさ（最小値）	mm		
	2	袋本体 (1) 全長 (2) 滑降面の長さ (3) 取手及び取手の間隔 (4) ハトメの間隔（袋取付枠との結合部にハトメを用いた場合） (5) 網目の辺の長さ（落下防止用に網を用いた場合） (6) 保護マット及び受布（受布は斜降式のみ） (7) 本体布と袋取付枠との結合に用いるロープ	m m mm mm mm mm mm		
	3	支持枠の底部の横棧の間隔	mm		
	4	附属装置 (1) 誘導網の長さ及び形状 (2) 砂袋等の重さ (3) 入口金具の底部の保護マット等	m、mm kg mm		
材質	1	入口金具 （ハッチ用のものは、取付枠等）			
	2	本体布、受布及び袋本体滑降部の落下防止措置に用いる布			
	3	入口金具の覆い布			
	4	展張部材			
	5	縫 糸			

項 目		種 別		
		垂 直 式	斜 降 式	
材 質	6	袋本体滑降部の落下防止措置に用いる網		
	7	取 手		
	8	下部支持装置 (1) ロープ等 (2) 滑車 (3) フック		
	9	袋本体と袋取付枠との結合に用いるロープ又は結合糸等		
	10	ハトメに使用する止め金		
	11	滑着の際、衝撃を受ける部分の緩衝措置		
	12	附属装置 (1) 誘導網 (2) 砂袋等 (3) 入口金具の底部の保護マット等		
	13	耐食加工法		
性 能		降下速度 ダミー m/s 人体 m/s	地上高 m	地上高 m

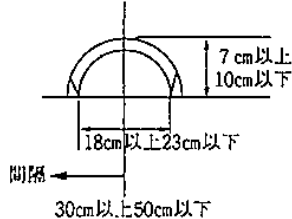
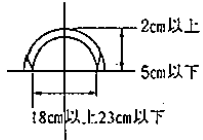
様式3号 試験品質計画書

<u>試験品目の管理</u>	<u>試験の方法</u>	<u>試験結果のチェック</u>												
<u>試験を実施する職員</u>		報告書												
<u>施設及び環境</u>	<u>設備及び標準物質</u>	<u>計量トレーサビリティと校正</u>												
		申請者												
		一般財団法人日本消防設備安全センター												
		<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">作成</td> <td style="padding: 2px;">審査</td> <td style="padding: 2px;">承認</td> <td style="padding: 2px;">受付</td> <td style="padding: 2px;">確認</td> <td style="padding: 2px;">承認</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	作成	審査	承認	受付	確認	承認						
作成	審査	承認	受付	確認	承認									

救助袋型式（立会・社内）試験記録表 （垂直式・斜降式）		試験年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日		実 施 者
		試験条件	開始時	終了時	開始時	終了時	開始時	終了時	印
		天 候							印
申請者		温 度	℃	℃	℃	℃	℃	℃	立 会 者
型式記号		湿 度	%	%	%	%	%	%	印
試験場所		実 施 項 目							印

試 験 項 目		基 準	申 請 値	判 定	備 考
1 構 造 ・ 形 状	(1) 袋本体 ア 垂直式 (7) 袋本体にかかる引張力に対する措置	袋本体にかかる引張力が主として展張部材にかかる構造のものであること。 (注) ① 展張部材の本数 ② いせ込み等の措置		良 否	
	(4) 本体布の上端	袋取付枠に引張力が均等に作用するように取り付けたものであること。		良 否	
	(6) 落下防止の措置	使用の際、摩耗及び衝撃を受ける滑降部に布又は無結節の網を設けたものであること。		良 否	
	(8) 降着の際、衝撃を受ける部分	マット等の緩衝措置を受けたものであること。		良 否	
	(9) 出口部	転落せず容易に脱出できるものであること。		良 否	
	(10) 出口付近	把握することのできる取手4個以上を左右均等の位置に取り付けたものであること。ただし、5m以下は、2個とすることができる。		良 否	
	イ 斜降式 前ア(7)、(4)、(6)によるほか次による				
	(7) 本体布及び展張部材の下端	下部支持装置に引張力が均等に作用するように取り付けたものであること。		良 否	
	(4) 降着の際、衝撃を受ける部分	受布及び保護マットを設けたものであること。		良 否	
	(9) 出口付近	把握することのできる取手6箇以上を左右均等の位置に取り付けたものであること。		良 否	
(2) 本体布等の縫い合せ ア ミシン加工 (7) 縫い方法	本縫いとしたもので、本体布の縫い目は、ほつれないように十分に折り返し、縫い始め縫い終りは3cm以上の返し縫いとし、糸の切れた部分は7cm以上の二度縫いとしたものであること。		良 否		
(4) 縫い目数	本体布の厚さに応じ、10cm間に15針以上25針以下のものであること。		良 否		
(9) 仕上り	糸切れ、縫い外れ、著しい縫い飛び及び縫い目曲りがなく、かつ、糸調子は良好であること。		良 否		
イ 滑り降りる方向の縫い合せ部 (7) 本体布相互	① 2.5cm以上重ね又は合わせて、かつ、3条縫い以上のミシン加工としたものであること。 ② 使用の際、摩耗及び衝撃を受ける滑降部には、設けないものであること。		良 否		
		(例) 			

試 験 項 目		基 準	申 請 値	判 定	備 考
1 構 造 形 状	(イ) 本体布と展張部材	本体布と展張部材のそれぞれにマーキングをし、マークに合わせて結合糸にゆるみがないように縫着したもので、ミシン加工又は手加工のいずれかとしたものであること。		良 否	
	(ロ) 本体布と落下防止措置	① 落下防止用として布を外面に用いた構造のものにあつては、布の縫い目は、ほつれないように、1.5cm以上折り返し、2条縫い以上のミシン加工としたものであること。 ② 落下防止用として外面に網を取り付けた構造のものにあつては、ミシン加工又は手加工のいずれかとしたものであること。		良 否	
	ウ 滑り降りる方向に直角の方向の縫い合せ部 (7) 本体布相互	上部の本体布を内面にし、6cm以上重ねて5条縫い以上のミシン加工としたものであること。		良 否	
	(イ) 本体布と受布	2.5cm以上重ねて、かつ、3条縫い以上のミシン加工としたものであること。		良 否	
	(ロ) 落下防止措置相互	① 落下防止用として布を用いた構造のものにあつては、前(ア)に準ずるものとする。 ② 落下防止用として外面に網を取り付けた構造のものにあつては、5目以上重ねたものであること。		良 否	
	(ハ) 落下防止措置の上端	袋取付枠又は本体布に強固に取り付けられたものであること。		良 否	
	エ 下部支持装置 (斜降式に限る。)	袋本体を確実に支持できるもので、展張の際、確実、かつ、容易に操作できるものであること。		良 否	
	(3) 附属装置 ア 誘導網	袋本体又は下部支持装置の先端に確実に取り付けられたものであること。ただし、5m以下は設けなくてもよい。		良 否	
	イ 砂袋等	① 誘導網の先端に取り付けられたものであること。 ② 夜間において識別しやすい措置を施したものであること。 (注) 白色又はこれと同等以上の効果を有するもの		良 否	
	ウ 入口金具の底部等	① 底部にはマット等を設けたものであること。 ② その他の面にあつては、覆い布を設けたものであること。		良 否	
(4) 入口金具	申請図書に適合していること。		良 否		

試験項目		基準	申請値	判定	備考
2 寸 法	(1) 救助袋の断面の大きさ	直径50cm以上の球体が通過することができるとの大きさであること。		良 否	
	(2) 袋本体 ア 垂直式 ⑦ 全 長	申請図書に適合していること。 (注) 袋取付枠より出口部の下端までの長さ（無負荷の状態）		良 否	
	④ 取手及び取手の間隔	次図に示す寸法であること。 		良 否	ただし、袋本体の長さが5m以下のものは、次図による。 
	⑦ 本体布と袋取付枠との結合部にハトメを用いた場合におけるハトメの間隔	15±2 cmの範囲内であること。		良 否	
	② 本体布と袋取付枠との結合に用いるロープ	ロープの太さは、4mm以上とする。		良 否	
	⑦ 落下防止用に網を用いた場合の網目の大きさ	網目の辺の長さは5cm以下であること。		良 否	
	イ 斜降式 前ア④、⑦、②及び⑦によるほかに ⑦ 全 長	申請図書に適合していること。 (注) 袋取付枠より袋本体と下部支持装置の結合部までの滑降面の長さ（無負荷の状態）		良 否	
	④ 受布の長さ及び幅	長さは袋本体と下部支持装置の結合部より1.2m以上2.5m以下、幅は降着の際、支障のない寸法であること。		良 否	
	⑦ 出口部の保護マット	降着の際、安全を確保できる大きさであること。		良 否	
	(3) 支持枠の底部の横桟の間隔	間隔は18cm以下であること。		良 否	
	(4) 誘導網 ア 長 さ	① 垂直式にあつては、袋本体の全長プラス4m以上であること。 ② 斜降式にあつては、袋本体の全長以上であること。		良 否 良 否	
	イ 形式	直径4mm以上のロープ等であること。		良 否	
ウ 砂袋等の重量	0.3kg以上であること。		良 否		
3 材 質 等	(1) 本体布及び袋本体滑降部の落下防止措置に用いる布	① 密度は十分で織りむら等のないこと。 ② 伸び率		良 否 良 否	
	(2) 展張部材 ア ロープ	ストランドのより（リード） ① 密度は十分で織りむら等がなく、糸の一部が切断しても容易にほつれない組織であること。 ② 伸び率		良 否 良 否	
	(3) 本体布と袋取付枠との結合に用いるロープ	前(2)アに準ずる。		良 否	
	(4) 下部支持装置（斜降式） ア ロープの耐候性	暴露前の強度の85%以上であること。		良 否	
	イ 滑 車	堅木又は同等以上の耐久性のあるもの		良 否	

試 験 項 目		基 準	申 請 値	判 定	備 考											
4	(5) 耐食加工	耐食加工を施したものであること。		良 否												
	(6) 入口金具	基準に適合していること。		良 否												
	(7) ハトメ	JIS S 9021に適合していること。		良 否												
	(1) 本体布、受布、保護マット及び袋本体滑降部の 落下防止措置に用いる布 ア 引張強さ及び引裂強さ	次表に掲げる数値に適合していること。 単位 N		良 否												
	イ 耐候性			良 否												
	ウ 摩耗強さ	前アの85%以上であること。 単位 回数		良 否												
	エ 収縮率			良 否												
	(2) 覆い布の引張強さ及び引裂強さ	縦1.5%以下、横1.5%以下であること。 次表に掲げる数値に適合していること。 単位 N		良 否												
	(3) 展張部材 ア 引張強さ			良 否												
	(7) ロープ	次表に掲げる数値に適合していること。		良 否												
	強	垂直式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>袋本体の全長</th> <th>引張強さ (単位 kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m以下</td> <td>$\frac{22}{N}$以上</td> </tr> <tr> <td>10mを超え 20m以下</td> <td>$\frac{30}{N}$以上</td> </tr> <tr> <td>20mを超え 30m以下</td> <td>$\frac{34.5}{N}$以上</td> </tr> <tr> <td>30mを 超えるもの</td> <td>$\frac{35.5}{N}$以上</td> </tr> </tbody> </table>	袋本体の全長	引張強さ (単位 kN)	10m以下	$\frac{22}{N}$ 以上	10mを超え 20m以下	$\frac{30}{N}$ 以上	20mを超え 30m以下	$\frac{34.5}{N}$ 以上	30mを 超えるもの	$\frac{35.5}{N}$ 以上		良 否	
	袋本体の全長	引張強さ (単位 kN)														
	10m以下	$\frac{22}{N}$ 以上														
	10mを超え 20m以下	$\frac{30}{N}$ 以上														
20mを超え 30m以下	$\frac{34.5}{N}$ 以上															
30mを 超えるもの	$\frac{35.5}{N}$ 以上															
度	斜降式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>袋本体の全長</th> <th>引張強さ (単位 kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15m以下</td> <td>$\frac{12.5}{N}$以上</td> </tr> <tr> <td>15mを超え 30m以下</td> <td>$\frac{19.5}{N}$以上</td> </tr> <tr> <td>30mを超え 40m以下</td> <td>$\frac{24.5}{N}$以上</td> </tr> <tr> <td>40mを 超えるもの</td> <td>$\frac{29.0}{N}$以上</td> </tr> </tbody> </table>	袋本体の全長	引張強さ (単位 kN)	15m以下	$\frac{12.5}{N}$ 以上	15mを超え 30m以下	$\frac{19.5}{N}$ 以上	30mを超え 40m以下	$\frac{24.5}{N}$ 以上	40mを 超えるもの	$\frac{29.0}{N}$ 以上		良 否		
袋本体の全長	引張強さ (単位 kN)															
15m以下	$\frac{12.5}{N}$ 以上															
15mを超え 30m以下	$\frac{19.5}{N}$ 以上															
30mを超え 40m以下	$\frac{24.5}{N}$ 以上															
40mを 超えるもの	$\frac{29.0}{N}$ 以上															
(4) ベルト	(注) Nは展張部材の本数			良 否												
イ 耐候性	ビニロンロープに準ずる。 20時間暴露後の引張強さは、暴露前の強度の85%以上であること。			良 否												

試験項目	基準	申請値	判定	備考									
4 強 度	ウ 摩耗強さ (7) ロープ	直径12mmから24mmのものについて、次表に掲げる数値に適合していること。	良 否										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ロープの種類</th> <th>摩擦残存強度率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニロンロープ</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>ナイロンロープ</td> <td>55 〃</td> </tr> <tr> <td>ポリエステルロープ</td> <td>55 〃</td> </tr> </tbody> </table>	ロープの種類	摩擦残存強度率(%)	ビニロンロープ	50以上	ナイロンロープ	55 〃	ポリエステルロープ	55 〃			
	ロープの種類	摩擦残存強度率(%)											
	ビニロンロープ	50以上											
	ナイロンロープ	55 〃											
	ポリエステルロープ	55 〃											
	(4) ベルト	(直径12mm未満のものは、負荷引張荷重値は、同規定を準用する。) 次表に掲げる数値に適合していること。	良 否										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ベルトの種類</th> <th>摩擦残存強度率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニロンベルト</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>ナイロンベルト</td> <td>55 〃</td> </tr> <tr> <td>ポリエステルベルト</td> <td>55 〃</td> </tr> </tbody> </table>	ベルトの種類	摩擦残存強度率(%)	ビニロンベルト	50以上	ナイロンベルト	55 〃	ポリエステルベルト	55 〃			
	ベルトの種類	摩擦残存強度率(%)											
	ビニロンベルト	50以上											
	ナイロンベルト	55 〃											
	ポリエステルベルト	55 〃											
	エ 収縮率	縦1.5%以下であること。	良 否										
	(4) 誘導網の引張強さ	3.0kN以上であること。	良 否										
(5) 縫糸 (本体布の縫い合せ部分、本体布と受布との結合部分及び袋本体滑降部の落下防止措置に用いる布の部分) ア 引張強さ及び引掛強さ	次表に掲げる数値に適合していること。 単位 N	良 否											
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>引張強さ</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td>引掛強さ</td> <td>100以上</td> </tr> </tbody> </table>	引張強さ	60以上	引掛強さ	100以上								
引張強さ	60以上												
引掛強さ	100以上												
イ 耐候性	前アの表に掲げる数値の85%以上であること。	良 否											
ウ 摩耗強さ	切断時の摩耗回数は500回以上であること。	良 否											
(6) 袋本体滑降部の落下防止措置に用いる網 ア 引張強さ	3 kN以上の引張強さがあること。	良 否											
イ 耐候性	前アの数値の85%以上であること。	良 否											
(7) 取手の引張強さ	亀裂、破損等のないこと。	良 否											
(8) 本体布と袋取付枠との結合に用いるロープ又は結合糸 ア 引張強さ (7) ロープ 垂直式	次に掲げる数値に適合していること。 斜降式	良 否											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>袋本体の全長</th> <th>引張強さ (単位 kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m以下</td> <td>$\frac{22}{\text{ハトメの総数}}$ 以上</td> </tr> <tr> <td>10mを超え 20m以下</td> <td>$\frac{30}{\text{ハトメの総数}}$ 以上</td> </tr> <tr> <td>20mを超え 30m以下</td> <td>$\frac{34.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上</td> </tr> <tr> <td>30mを超え 超えるもの</td> <td>$\frac{35.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	袋本体の全長	引張強さ (単位 kN)	10m以下	$\frac{22}{\text{ハトメの総数}}$ 以上	10mを超え 20m以下	$\frac{30}{\text{ハトメの総数}}$ 以上	20mを超え 30m以下	$\frac{34.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上	30mを超え 超えるもの	$\frac{35.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上		
袋本体の全長	引張強さ (単位 kN)												
10m以下	$\frac{22}{\text{ハトメの総数}}$ 以上												
10mを超え 20m以下	$\frac{30}{\text{ハトメの総数}}$ 以上												
20mを超え 30m以下	$\frac{34.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上												
30mを超え 超えるもの	$\frac{35.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>袋本体の全長</th> <th>引張強さ (単位 kN)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15m以下</td> <td>$\frac{12.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上</td> </tr> <tr> <td>15mを超え 30m以下</td> <td>$\frac{19.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上</td> </tr> <tr> <td>30mを超え 40m以下</td> <td>$\frac{24.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上</td> </tr> <tr> <td>40mを超え 超えるもの</td> <td>$\frac{29.0}{\text{ハトメの総数}}$ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	袋本体の全長	引張強さ (単位 kN)	15m以下	$\frac{12.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上	15mを超え 30m以下	$\frac{19.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上	30mを超え 40m以下	$\frac{24.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上	40mを超え 超えるもの	$\frac{29.0}{\text{ハトメの総数}}$ 以上		
袋本体の全長	引張強さ (単位 kN)												
15m以下	$\frac{12.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上												
15mを超え 30m以下	$\frac{19.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上												
30mを超え 40m以下	$\frac{24.5}{\text{ハトメの総数}}$ 以上												
40mを超え 超えるもの	$\frac{29.0}{\text{ハトメの総数}}$ 以上												
(4) 結合糸	前(7)の表に掲げる数値に適合していること。 (ハトメの総数を袋本体の周長に代えて行う。)	良 否											

試 験 項 目		基 準	申 請 値	判 定	備 考
4	イ 耐候性	前ア(7)の表に掲げる数値の85%以上であること。		良 否	
	(9) 入口金具の引張強さ	著しい変形、破損又は離脱を生じないこと。		良 否	
	ア 垂直式			良 否	
	イ 斜降式			良 否	
	(10) 下部支持装置の引張強さ (斜降式に限る。)	張設ロープ、滑車及びフックに著しい変形、亀裂又は損傷のないこと。		良 否	
	強 (11) 本体布と袋取付枠との結合部の引張強さ	結合部の本体布、結合糸及びハトメに異常のないこと。		良 否	
	(12) 本体布と展張部材との縫い合せ部	縫い合せ部に亀裂、損傷等のないこと。		良 否	
	(13) 袋本体と下部支持装置との結合部の引張強さ	結合部に著しい変形、亀裂又は損傷がないこと。		良 否	
	(14) 展張部材と袋取付枠との結合部の引張強さ	結合部に異常がないこと。		良 否	
	度 (15) 展張部材相互の結合部の引張強さ	前(3)に示す数値に適合していること。		良 否	
(16) 本体布滑降部の落下防止措置に用いる網と展張部材との結合部の引張強さ	結合部に亀裂、損傷のないこと。		良 否		
(17) 取手と袋本体又は受布との結合部の引張強さ	亀裂、損傷等のないこと。		良 否		
5	(1) 垂直式 ア 650Nの荷重を袋本体の降着部に1分間加えて、袋本体の最下端部と着地面との高さを測定	測定値を記録する。			
	イ ダミーによる測定 救助袋の出口部を把持する場合又は把持しない場合のいずれの状態においても停止せず、不規則降下のしないもので、かつ、平均速度は6 m/s以下、瞬間最大速度は8 m/s以下であること。	① 単独降下 ② 連続降下		良 否 良 否	
	ウ 人体による降下 救助袋の出口部を把持する場合又は把持しない場合のいずれの状態においても停止せず、不規則降下のしないもので、平均速度は4 m/s以下の速度であること。この場合において、最大瞬間速度は6 m/s以下であること。 また、降着の際、衝撃を受けず、かつ、転落せず容易に脱出できるものであること。	① 単独降下 ② 連続降下 ③ 10m以下のもの ア 10mのもの イ 2.5mのもの		良 否 良 否 良 否 良 否	
	(2) 斜降式 ア ダミーによる降下 途中で停止せず、不規則降下のしないもので、平均速度は8 m/s以下、瞬間最大速度は9 m/s以下であること。	単独降下		良 否	
	イ 人体による降下 途中で停止せず、不規則降下のしないもので、平均7 m/s以下の速度であること。 この場合において、最大瞬間速度は8 m/s以下であること。 また、降着の際、衝撃を受けず、かつ、転落せず容易に脱出できるものであること。	① 単独降下 ② 連続降下		良 否 良 否	

試 験 項 目		基 準	申 請 値	判 定	備 考
5	<p>(3) 展張・収納 (ハッチ用は、10回繰り返し行う。)</p> <p>(注) 斜降式は前①から⑧のほか、次の①から③による。</p>	<p>① 入口金具及び袋本体は円滑に、かつ、正常に展張できること。</p> <p>② 入口金具と取付具との結合部の回転は円滑であること。</p> <p>③ 入口金具に変形、損傷等の生じないこと。</p> <p>④ 袋取付枠と本体布及び展張部材との結合部に異常がないこと。</p> <p>⑤ 展張の際、入口金具における左右のワイヤロープ等に均等に力がかかっていること。</p> <p>⑥ 覆い布に損傷等がないこと。</p> <p>⑦ 円滑に展張できるような収納方法であること。</p> <p>⑧ その他異常のないこと。</p>		良 否	
6	<p>表 示</p> <p>① 種別（垂直式又は斜降式の区別をいう。）</p> <p>② 製造者又は商標</p> <p>③ 製造年月</p> <p>④ 製造番号</p> <p>⑤ 設置階数</p> <p>⑥ 展張方向（斜降式の救助袋に限る。）</p> <p>⑦ 袋本体の長さ</p> <p>⑧ 型式記号</p> <p>⑨ 認定番号</p>	<p>① よじれ、片だるみのないこと。</p> <p>② 展張したとき、袋本体の下部出口の底部は、地盤面等より0.5m以上1.0m以下の高さにあること。</p> <p>③ 下部支持装置は確実、円滑かつ、速やかに操作できるものであること。</p> <p>袋本体の出口部の外面に確実に取り付けられたものであること。</p>		良 否	

様式5号 (その1)

No. 1/2

救助袋個別 (立会・社内) 検査記録表 (垂直式)		検査年月日		ロット番号		検査実施者・立会者			
		開始時		終了時		ロットの大きさ			
		検査条件	天候				印		
温度	℃		℃						
湿度	%		%						
申請者	検査場所						合格・不合格		
型式記号	製造番号						備考		
認定番号	申請値 (型式)								
検査項目		試料番号							
1 構 造 形 状	(1) 袋本体								
	ア 本体布の上端と袋取付枠との措置 (袋取付枠に引張力が均等)	良	否	良	否	良	否	良	否
	イ 落下防止措置 (使用の際、摩擦及び衝撃を受ける滑降部)	良	否	良	否	良	否	良	否
	ウ 降着の際、衝撃を受ける部分の緩衝措置 (マット等の緩衝措置)	良	否	良	否	良	否	良	否
	エ 出口付近の取手 (4個以上、5m以下のものは2個以上)	良	否	良	否	良	否	良	否
	(2) 本体布等の縫い合せ								
	ア ミシン加工								
	⑦ 縫い方法 (裁ち目部分、縫い始め終り部分、糸切れ部分の処置)	良	否	良	否	良	否	良	否
	④ 縫い目数 (15針～25針/10cm許容差5針以下)	良	否	良	否	良	否	良	否
	⑦ 仕上り (糸切れ、縫いはずれ、縫い飛び、縫い目曲がり、糸調子)	良	否	良	否	良	否	良	否
	イ 滑り降りる方向の縫い合せ部								
	⑦ 本体布相互 (2.5cm以上重ね又は合せ3条縫い以上のミシン加工、摩擦及び衝撃を受ける滑降部には設けない。)	良	否	良	否	良	否	良	否
	④ 本体布と展張部材 (マーキング)	良	否	良	否	良	否	良	否
	⑦ 本体布と落下防止措置 (布の裁ち目は、1.5cm以上折り返し、2条縫い以上のミシン加工)	良	否	良	否	良	否	良	否
	ウ 滑り降りる方向に直角の方向の縫い合せ部								
	⑦ 本体布相互 (上部の本体布を内面にし、6cm以上重ねて5条縫い以上のミシン加工)	良	否	良	否	良	否	良	否
	④ 落下防止措置相互 (布を用いたものは、⑦に準ずる。網を用いたものは、5日以上重ねたもの)	良	否	良	否	良	否	良	否
	(3) 附属装置								
	ア 誘導網	良	否	良	否	良	否	良	否
	イ 砂袋等	良	否	良	否	良	否	良	否
ウ マット等	良	否	良	否	良	否	良	否	
(注) 誘導網：5m以下のものは、省略してもよい。									
(4) 入口金具 (組立て加工、溶接加工、覆い布、マット等)	良	否	良	否	良	否	良	否	
(5) その他各結合部、調速措置等 (型式承認時の試料と照合)	良	否	良	否	良	否	良	否	

検査項目		申請値 (型式)	製造番号						備考
			試料番号						
2 寸 法	(1) 袋本体 全長		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
	(2) 入口金具 (有効幅、高さ、長さ、横棧間隔、各部材)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
	(3) 付属装置 ア 誘導網の長さ、形状 (袋本体の全長+4m以上 直径4mm以上)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
	イ その他 (型式承認時の試料と照合)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
3 材 質	(1) 本体布及び落下防止用布 (密度、織りむら、伸び等)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
	(2) 展張部材 ロープ (ストランドのより(リード))		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
	ベルト (密度、編みむら、組織、同一 ロットの試料で確認)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
	(3) 縫糸		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
	(4) 入口金具		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
4 表 示	(5) 耐食加工		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
	(1) 表示と取付位置		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	
(強度・降下等)	(2) 注意事項等の標識の有無		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	

- (注) 1 仕掛品についての検査の結果は、不良の場合には○を付し、備考欄に不良内容を記載する。不良箇所を改善し、改善処置方法及び処置日を記載し、Ⓢに×印を記す。(例・Ⓢ)
- 2 材料証明書は、材料の購入ロットごととする。
- 3 該当しない項は、斜線を引く。

様式5号 (その2)

No. 1/2

救助袋個別 (立会・社内) 検査記録表 (斜降式)		検査年月日				ロット番号		検査実施者・立会者	
				開始時	終了時	ロットの大きさ			
		検査条件	天候						
温度			℃	℃					
湿度			%	%					
申請者			検査場所				合格・不合格		
型式記号			製造番号						
認定番号			申請値 (型式)		試験番号		備考		
1 構 造 形 状	(1) 袋本体								
	ア 本体布の上端と袋取付枠との措置 (袋取付枠に引張力が均等)	良	否	良	否	良	否	良	否
	イ 本体布及び展張部材の下端と下部支持装置 との措置 (引張力が均等)	良	否	良	否	良	否	良	否
	ウ 落下防止措置 (使用上の際、摩擦及び衝撃を受ける滑降部)	良	否	良	否	良	否	良	否
	エ 降着の際、衝撃を受ける部分の衝撃措置 (受布及び保護マット)	良	否	良	否	良	否	良	否
	オ 出口付近の取手 (6か所以上)	良	否	良	否	良	否	良	否
	(2) 本体布等の縫い合せ								
	ア ミシン加工								
	(7) 縫い方法 (裁ち目部分、縫い始め終り部分、糸切れ 部分の処置)	良	否	良	否	良	否	良	否
	(4) 縫い目数 (15針～25針/10cm許容差5針以下)	良	否	良	否	良	否	良	否
	(9) 仕上り (糸切れ、縫いはずれ、縫い飛び、縫い目 曲がり、糸調子)	良	否	良	否	良	否	良	否
	イ 滑り降りる方向の縫い合せ部								
	(7) 本体布相互 (2.5cm以上重ね又は合せ3条縫い以上の ミシン加工、摩擦及び衝撃を受ける滑降部 には設けない。)	良	否	良	否	良	否	良	否
	(4) 本体布と展張部材 (マーキング)	良	否	良	否	良	否	良	否
	(9) 本体布と落下防止措置 (布の裁ち目は、1.5cm以上折り返し、2 条縫い以上のミシン加工)	良	否	良	否	良	否	良	否
	ウ 滑り降りる方向に直角の方向の縫い合せ部								
	(7) 本体布相互 (上部の本体布を内面にし、6cm以上重ね て5条縫い以上のミシン加工)	良	否	良	否	良	否	良	否
	(4) 落下防止措置相互 (布を用いたものは、(7)に準ずる。網を用 いたものは、5目以上重ねたもの)	良	否	良	否	良	否	良	否
	エ 下部支持装置	良	否	良	否	良	否	良	否
	(3) 附属装置								
ア 誘導網	良	否	良	否	良	否	良	否	
イ 砂袋等	良	否	良	否	良	否	良	否	
(4) 入口金具 (組立て加工、溶接加工、覆い布、マット等)	(入口金具の型式記号)		良	否	良	否	良	否	
(5) その他各結合部、調速措置等 (型式承認時の試料と照合)	良	否	良	否	良	否	良	否	

検査項目	申請値 (型式)	製造番号						備考
		試料番号						
2 寸 法	(1) 袋本体 全長		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	(2) 入口金具 (有効幅、高さ、長さ、横棧間隔、各部材)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	(3) 付属装置 ア 誘導網の長さ、形状 (袋本体の全長+4m以上 直径4mm以上)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	イ その他 (型式承認時の試料と照合)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
3 材 質	(1) 本体布及び落下防止用布 (密度、織りむら、伸び等)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	(2) 展張部材 ベルト (密度、編みむら、組織、同一ロット の試料で確認)		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	(3) 縫糸		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	(4) 滑車		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	(5) 入口金具		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	(6) 耐食加工		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
4 表 示	(1) 表示と取付位置		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
	(2) 注意事項等の標識の有無		良 否	良 否	良 否	良 否	良 否	良 否
(強度・降下等)								

- (注) 1 仕掛品についての検査の結果は、不良の場合には○を付し、備考欄に不良内容を記載する。不良箇所を改善し、改善処置方法及び処置日を記載し、Ⓢに×印を記す。(例・Ⓢ)
- 2 材料証明書は、材料の購入ロットごととする。
- 3 該当しない項は、斜線を引く。

